

【別紙資料 11】

内装工事計画書

平成 年 月 日

愛知県建設部建築局公営住宅課長 殿

事業者

住 所

氏 名

工 事 名						
内装部品製造者名						
概要	会 社 概 要	資 本 金	万 円	職 員 数	事務職	人・技術職 人
	工 場 所 在 地					
	製 造 能 力					
	製 品 保 管 方 法					
	品 質 管 理 体 制					
	維 持 管 理 体 制					
	納 入 実 績					
内装プレハブ組立者名						
施 行 実 績						
内 装 部 品 使 用						

(記入上の注意事項)

- 1 内装部品製造者の工場所在地は全工場について記入する。別紙記入可。
- 2 製造能力は、各部位部品製造量を県営受託の住戸換算で記載する。
- 3 製品保管方法は、保管場所、保管量及び保存可能年限等を記載する。
- 4 品質管理方法は、製造部門以外での品質管理体制及び責任者等を記載する。
- 5 維持管理体制は、工事中及び完了後の緊急時連絡体制を記入する。
- 6 納入実績は、過去5年間の官公需工事の内装プレハブ組立工事を記載する。
- 7 内装プレハブ組立者の施工実績は、過去5年間の官公需工事の内装プレハブ組立工事を記載する。
- 8 内装部品仕様は、変更がある場合に変更ヶ所及び変更理由を仕様書・施工図を添付して記載する。

ただし、変更は以下の全項目に適合する場合に限られる。

 - ・仕上材等の主要部分の変更は無いこと
 - ・性能が県仕様と同等以上と認められるものにやむを得ず変更する場合
 - ・取付部等の納まりは、床の改修し易いものであること
- 9 内装工事計画書において、既に認められた項目については、その旨を記載することで具体的記載を省略できる。